

平成22年度青森県立美術館嘱託員募集要項

青森県立美術館では、平成22年4月採用の嘱託員を次のとおり募集します。

1 採用職種及び職務内容等

(1) 採用する職の担当業務とその主な業務内容

担当業務	業務内容
美術教育普及 業務担当	青森県立美術館において、一般職員を補佐し、ワークショップ等の企画・運営及び展覧会などの事業に係る会場設営（展示造作等）、広報（デザイン業務含む）等美術館運営補助の業務に従事します。

(2) 報酬 日給10,000円

- 通勤手当等の諸手当は支給されません。
- 健康保険制度、雇用保険制度の被保険者となります。

(3) 勤務場所

- 〒038-0021 青森市大字安田字近野185
- 業務の必要により、県内外へ出張する場合があります。
(この場合、県の一般職員の例に準じ別途、旅費を支給します。)

(4) 勤務時間等

(ア) 1週当たりの勤務日数及び1日当たりの勤務時間数は次のとおりです。

- 週4日、30時間勤務（1日当たり7.5時間勤務）
- 土・日曜日及び祝日の勤務があります。具体的には、業務の必要性及び本人の都合等を総合的に勘案して月毎に、あらかじめ勤務日等を決定します。

(イ) 休暇制度は次のとおりです。

- 有給休暇 労働基準法準拠
- 夏季休暇 1日/年（夏季）
- 服忌休暇 一般職の青森県職員の例による

(5) 委嘱期間

採用の日から1年以内。ただし、採用となった嘱託員の業務が翌年度以降も継続し、かつ勤務成績が優秀で本人の希望があれば、委嘱期間が更新されます。

2 採用予定人員 1名

3 採用予定時期 平成22年4月1日

4 応募資格

(1) 資格要件

- 学校教育法による大学又は大学院を卒業（修了）した者又は平成22年3月に卒業（修了）見込みの者（美術、美術館に関連する専攻であることが望ましい。）
- 美術館等における教育普及活動に従事した経験があることが望ましい。

(2) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募の手続

応募者に当たっては、下記（3）の書類を所定の期日までに提出してください。

(1) 応募先（問合せ先）

青森県立美術館

〒038-0021 青森市安田字近野185

電話番号 017-783-3000又は783-5240

- 郵送する場合は、封筒の表に「嘱託員応募」と朱書きしてください。

(2) 受付期間

平成22年2月8日（月）から平成22年3月4日（木）まで必着。

- 受付時間は、午前8時30分から午後5時30までです。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 提出書類

(ア) 小論文

次のテーマにそった小論文を、800字以内で作成してください。

- テーマ「美術館における創作活動支援について」
- パソコン、ワープロで原稿を作成する場合は、A4版縦長の用紙に横書き、20ポイント程度の活字を用い、25字×18行程度の間隔で作成のこと。（手書きの場合は、市販の原稿用紙により作成のこと。）

- (イ) これまでの活動や実績を示す資料
- 論文（要約版可）、作品等仕事の概要（写真可）

(ウ) 履歴書

書式は市販のものでかまわない(ただし、次の事項は必ず記入してください)。また、顔写真（3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付してください。

- 氏名、生年月日、性別、住所、家族構成、学歴（中学校以上を年代順に記入）、職歴、資格・免許及び賞罰
- 連絡先の住所、郵便番号及び電話番号（採否連絡等に用いるので正確に、及び携帯電話など連絡が容易につく番号があれば、付記のこと。）

※提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

6 選考方法

(1) 第1次選考（書面審査）

- (ア) 提出された小論文、これまでの活動や実績を示す資料及び履歴書（上記5（3）の（ア）～（ウ）記載の各書類）に基づき、書面審査を行います。
- (イ) この結果は、応募者全員に合否を通知します。

(2) 第2次選考（面接試験）

- (ア) 第1次選考の合格者を対象に平成22年3月中旬に面接試験を青森県立美術館で行います。詳細については、第1次選考合格通知の際にお知らせします。
- (イ) 第2次選考の合否については、3月24日（水）までに第2次選考出席者全員に合否を通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 上記6のとおり、合格者には、青森県立美術館から直接、その旨を通知します。
- (2) 合格者は、原則として採用までの間に、次の書類を提出してください。
- 大学卒業・大学院修了の証明書（写し）
 - 身元証明書（本籍地の市町村役場が発行する禁治産者及び準禁治産者でないことを証明する書類）
 - 健康診断書（過去半年内に保健所や国公立病院等で受けたもの）
- (3) 上記（2）の書類を確認の上、正式に嘱託員として採用します。

8 成績の公表

審査に係る具体的な内容等については公表しません。